

鹿児島市コミュニティ意見懇話会設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島市コミュニティビジョン（以下「ビジョン」という。）の検証及び今後の本市のコミュニティ施策の方向性の検討を行うため、鹿児島市コミュニティ意見懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べることとする。

- (1) ビジョンに基づく取組の検証に関すること
- (2) 地域コミュニティ連携組織の取組に関すること
- (3) 本市のコミュニティ施策の今後の方向性に関すること

(組織)

第3条 懇話会は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 懇話会は、委員（座長も含む。）6人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内に所在する団体等の代表者又は構成員
- (3) 市内に居住する満18歳以上の者で公募に応じた者
- (4) その他市長が必要と認める者

- 5 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長等の職務)

第4条 座長は、懇話会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

- 2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 座長は、災害その他の事由により、委員又は前項の委員以外の者（以下「委員等」という。）が会議の開催場所に参集することが困難であると認めるときその他相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又は書面により意見を表明する方法（以下「オンラインによる方法等」という。）により

会議を開くことができる。

4 オンラインによる方法等で会議に出席した委員等は、会議に出席したものとみなす。

(報償金)

第6条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が定める報償金を支払うことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民局市民文化部地域づくり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日及び新たな任期が始まる日以降の最初に開かれる会議の招集については、市民局市民文化部地域づくり推進課において処理する。